

一般財団法人鹿児島県自動車標板協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人鹿児島県自動車標板協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を鹿児島県鹿児島市に置く。

2 この法人は、理事会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、自動車登録番号標交付代行等に関する事業を行い、運輸行政の円滑な遂行に協力し、もって公共の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 自動車登録番号標の交付代行
- (2) 自動車登録番号標への封印取り付け
- (3) 自動車税の申告及び納税済の確認業務
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第9条 この法人に評議員3名以上6名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から195条の規定に従い、評議員会の決議により行う。

(評議員の任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。また、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第12条 評議員に対して、各年度の総額が120万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項の規定に関し必要な事項は、別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員会の招集にあたり、理事会は次の事項を決議する。

- (1) 評議員会の日時及び場所
- (2) 評議員会の目的である事項
- (3) その他評議員会を招集する場合に理事会の決議により定める事項として法令に定められた事項

3 第1項の規定にかかわらず、評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

4 前項の規定による請求があったときは、会長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(議長)

第17条 評議員会の議長は、出席した評議員の互選による。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 評議員、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補ごとに第1項の決議を行わなければならない。評議員、理事又は監事の候補者の合計数が第9条又は第20条で定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長並びに出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上 6名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 専務理事は、会長を補佐して、この法人の常務を総括する。

4 会長、専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。
- 4 監事は、前号に規定する報告をするため必要があるときは、会長に対し、理事会の招集を請求することができる。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集することができる。

(役員任期)

- 第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了の時までとする。
 - 3 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

- 第26条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項の規定に関し必要な事項は、別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

(役員損害賠償責任の免除等)

- 第27条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条で準用する同法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

- 2 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条で準用

する同法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約の責任に基づく責任の限度は、同法第198条で準用する同法第113条第1項の規定による最低責任限度額とする。

第7章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び専務理事の選定及び解職

(開催)

第30条 理事会は、定時理事会を毎年2回以上開催することとし、次のいずれかに該当するときは臨時理事会を開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第23条第3項の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は同条第4項の規定により監事が招集したとき。

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長とする。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、専務理事が理事会の議長となる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議及び報告の省略)

第34条 前条の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、議決に加わることのできる理事の全員が当該提案について書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りではない。

- 2 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第22条第4項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、会長の選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、評議員会の議決によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

(解散)

第37条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第38条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第39条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局

(事務局)

第41条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3 事務局長は、会長が理事会の承認を経て任免する。
4 前項以外の職員は、会長が任免する。
5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人

及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 3 この法人の最初の会長は高須 博、専務理事は横内純孝とする。

- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

樋脇将美 吉利正一 福石堅郎 藤田俊行

- 5 この法人の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事 高須 博 横内純孝 川崎 孝

外薮輝蔵 瀬戸英晴 芦谷 治

監事 藤原富男

別表 基本財産（第5条関係）

財産種別	金 額
定 期 預 金	10,000千円

貸 借 対 照 表

令和8年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額
I 資産の部	
1. 流動資産	325, 603, 275
2. 固定資産	118, 990, 018
(1) 基本財産	10, 000, 000
(2) 特定資産	23, 961, 200
(3) その他固定資産	85, 028, 818
資 産 合 計	444, 593, 293
II 負債の部	
1. 流動負債	25, 905, 614
2. 固定負債	25, 764, 000
負 債 合 計	51, 669, 614
III 正味財産の部	
1. 指定正味財産	0
2. 一般正味財産	392, 923, 679
(うち基本財産への充当額)	(10, 000, 000)
(うち特定資産への充当額)	(23, 961, 200)
正味財産合計	392, 923, 679
負債及び正味財産合計	444, 593, 293

自動車登録番号標の交付

(道路運送車両法第25条)

(1)指定・登録基準

道路運送車両法、自動車登録番号標交付代行者規則

(指定)

道路運送車両法

第二十五条 自動車登録番号標を登録自動車の所有者に交付する業を行おうとする者は、事業場ごとに、国土交通大臣の指定を受けなければならない。

2 前項の指定には、条件又は期限を附し、及びこれを変更することができる。

3 前項の条件又は期限は、第一項の規定により指定を受けた者(以下「自動車登録番号標交付代行者」という。)が行なう自動車登録番号標の交付が適切に行なわれるために必要とする最小限度のものに限り、かつ、当該自動車登録番号標交付代行者に不当な義務を課すこととならないものでなければならない。

自動車登録番号標交付代行者規則

第一条 道路運送車両法(以下「法」という。)第二十五条第一項の規定による指定(以下、「指定」という。)は、自動車登録番号標を交付し、又は返納を受けるべき範囲(以下「業務の範囲」という。)を限定して行う。

2 前項の規定による限定は、同項の自動車登録番号標に係る登録自動車の使用の本拠の位置の属する区域について、運輸監理部又は運輸支局の管轄区域を特定することにより行う。

3 地方運輸局長は、前項の規定による外、必要があると認めるときは、同項の登録自動車について自動車の種別等を特定することにより、第一項の規定による限定をすることができる。

第三条 地方運輸局長は、前条(略)の規定による申請が次の各号のいずれにも適合する場合に限り、指定をすることができる。

一 当該事業の開始が自動車登録番号標の交付を必要とする件数に対し適切であること。

二 当該事業の開始が登録自動車の所有者の利便を増進するものであること。

三 当該事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

四 申請者が、次に掲げる者に該当しないものであること。

イ 一年以上の拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

ロ 法第二十六条第二項の規定による指定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法

定代理人がイ、ロ又はハのいずれかに該当するもの

二 法人であって、その役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)のうちに、イからハまでのいずれかに該当する者があるもの

(2)指定・登録法人

法人の名称	(一財)鹿児島県自動車標板協会
指定・登録時期	昭和45年11月19日
法人の連絡先	鹿児島県鹿児島市谷山港二丁目4番地40
指定・登録の理由	自動車登録番号標交付代行者規則第二条に基づく自動車登録番号標交付代行者の指定の申請があり、審査を行ったところ、第三条各号に定める基準に適合するものと認められたため。

(3)指定・登録基準に係る問い合わせ、照会等

特になし

(4)料金等と積算根拠

手数料額

自動車登録番号標の交付	大型	1,490円
	中型	990円

積算根拠

手数料額 1,490円

284円(人件費)+1,206円(物件費)=1,490円

手数料額 990円

189円(人件費)+801円(物件費)=990円

$990 \times 19.1\%$
=189円

$990 \times 80.9\%$
=801円